

ポイント

金融システム上重要な銀行の監督が問題
2つある監視のあり方、どちらも一長一短
米国での行方は未知数だが、日本も注視を

翁 百合 日本総合研究所理事

1月にオバマ大統領は、金融危機の再発防止に向けた新たな金融規制案を発表。3月3日には詳細な内容が明らかになった。銀行、貯蓄金融機関、銀行持ち株会社などに

①は業務範囲規制、②は規模の規制である。これらはオバマ政権で重要な役割を担うボルカー元米連邦準備理事会(FRB)議長のかねての主

経済教室

米金融規制改革案と監督体制
「配慮すべき銀行」作らせず

大手金融機関への国民の反感を利用したオバマ大統領の人氣挽回(ばんかい)策だとのうがった見方もある。だがボルカー・ルールは、金融システム、とりわけそのセーフティ

1970-80年代の米国の金融自由化は、金利規制や業務範囲規制の段階的緩和から始まった。そして銀行が適切な水準までリスクをとることを許容する代わりに、バツ



資本を一定程度持つ自己資本比率規制を銀行の健全性確保の主軸に位置づける方向で推移した。その背景には、①利用者

破綻時の負担小さく

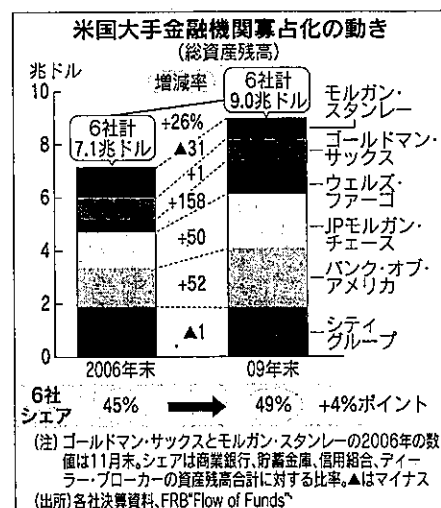
信用秩序維持面で問題も

た銀行業務と証券業務の分離規制(グラス・スティーガル法)が徐々に緩和され、99年のケラム・リーチ・プライリ

この状況は大きな問題を引き起こした。金融機関を巨大化する中で破綻を免れようとする誘因を経営者に与えて

大型で複雑な取引を手付け、金融システム上重要な金融機関の監督のあり方の議論

では、これらはどう評価すべきだろうか。第一の考え方は、金融機関経営への影響は



この状況は大きな問題を引き起こした。金融機関を巨大化する中で破綻を免れようとする誘因を経営者に与えて

一方、第二の考え方としては、①リスクの高い投資やトレーディングの収益源が縮小し、規模拡大が図れなくなっても

おきなゆり 60年生まれ。慶応大修士。専門は金融論